

東京大学未来ビジョン研究センター教員（講師）募集要項

東京大学未来ビジョン研究センター（以下、センター）は東京大学の知性を結集した世界的なネットワークの拠点として、地球と人類社会の未来に関連する学際的かつ社会連携型の研究を推進し、持続可能な未来ビジョンの創造に広く寄与することを目的とする研究組織である。センターのミッション実現を推進し、特に広義のデータガバナンス研究を専門とする教員（講師）を募集する。

1. **募集職名：** 講師
2. **募集人数：** 1名
3. **就業場所：** 東京大学未来ビジョン研究センター（東京都文京区本郷7-3-1）
4. **契約期間：** 令和6年4月1日以降のできるだけ早い時期から3年間。（採用日から14日間を試用期間とする。）
再任の有無： 審査のうえで再任する場合があります。ただし、再任は1回限りとし、再任の場合の任期は3年間とする。
5. **業務内容：** 未来ビジョン研究センターにおいて、データガバナンス研究（データに関するルール・倫理形成や実施、およびデータを活用した社会変革に関する研究等）、データを活用した政策立案に資する研究、データを活用したステークホルダーとの連携に関する研究等を国際的に推進する。論文、学会発表など学術的報告にとどまらず、社会提言・政策提言など広く社会に還元される発信を行う。
6. **応募資格：**
 - (1) 関連分野における博士の学位を取得しているか、着任時に取得見込みであること
 - (2) 社会科学的なデータ活用、またはデータガバナンスに関する研究実績を有すること
 - (3) 大学、研究機関等で、研究に従事した経験があること
 - (4) 社会システム変革に向けた明確な課題意識を有し、関連する勤務経験を有するか、それに取り組む意欲と能力があること
 - (5) 学術的知見を踏まえた広い視野をもって研究に取り組むことができ、研究成果の社会に向けた発信や社会提言・政策提言に意欲的に取り組むことができること
7. **就業日等：** 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる
8. **休日：** 土・日曜日、国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
9. **休暇：** 年次有給休暇、特別休暇等は、就業規則に基づき付与
10. **賃金等：** 学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。
【参考】博士修了者 月額 34 万円～
諸手当：賞与（年2回）、通勤手当（原則 55,000 円まで）の他、本学の定めるところ

による。

社会保険等：文部科学省共済組合、雇用保険に加入

11. 応募期間： 令和5年12月26日（火）～令和6年1月15日（月）

12. 提出書類：

- (1) 東京大学統一履歴書（下記よりダウンロードし作成のこと）
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
- (2) 研究業績（論文（査読の有無を明記すること）、著書、会議プロシーディングス、その他の論文等）リスト
- (3) 主要論文等の別刷り（3篇以内）
- (4) 研究教育業績の概要（A4、2ページ以内）
- (5) 未来ビジョン研究センターで実施する研究計画（抱負や社会提言・政策提言のアイデアを含む。A4、3ページ以内）
- (6) 貴方について意見を伺える方の連絡先（2名）

13. 選考方法： 書類選考のうえ、面接選考を行う。

14. 採否の決定： 個別に連絡する

15. 問い合わせ先及び応募書類提出先：

(1) 問合せ先：東京大学未来ビジョン研究センター 事務局 採用担当

e-mail: ifi_hr[at mark]ifi.u-tokyo.ac.jp

上記メールアドレスの[at mark]は@に置き換えてください。

(2) 応募書類提出先：

https://davw03.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/QQozAwTJOuAvh3zBC_jc-NEIjoyz6lSPZVpcdnmrVn6l

- ・ 提出書類(1)～(6)の文書ファイルをひとつのフォルダーにまとめ、上記リンク先へアップロードしてください。
- ・ 2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

16. 募集者名称： 国立大学法人東京大学

17. 受動喫煙防止措置の状況： 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

18. その他：

- ・ 選考結果に関する事由についてはお答えできませんのでご了承下さい。応募書類は本募集の用途に限り使用し、個人情報とは正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。
- ・ 東京大学は男女共同参画を推進しており女性の積極的な応募を歓迎します。
- ・ 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。